

第6期古賀市介護保険運営協議会（平成27年度第1回）会議録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則第6条に基づき会議録を作成する。

1. 日時 平成27年4月14日（火）19時00分から20時50分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、神徳美奈子 委員、檜山信夫 委員
京谷千恵子 委員、渡部典子 委員、内田理加子 委員
古川真澄 委員
4. 欠席委員 酒井康江 委員
5. 議題
 - (1) 運営協議会の趣旨等について
 - ・古賀市介護保険条例
 - ・古賀市介護保険運営協議会規則
 - ・傍聴要領
 - (2) 平成27～29年度計画の主な事業等のスケジュールについて
 - (3) 平成27年度の運営協議会スケジュールについて
 - (4) 計画・制度改正の市民等への周知について
制度改正チラシ
 - (5) 地域密着型サービスの公募について
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
6. 資料
 - 【資料1】第6期（平成27～29年度）古賀市介護保険運営協議会委員名簿
 - 【資料2】平成27年度古賀市保健福祉部介護支援課職員体制
 - 【資料3】古賀市介護保険運営協議会の趣旨等について
 - ・古賀市介護保険条例
 - ・古賀市介護保険運営協議会規則
 - ・傍聴要領

【資料4】平成27～29年度計画の主な事業等のスケジュールについて

【資料5】平成27年度古賀市介護保険運営協議会スケジュール

【資料6】計画・制度改正の市民等への周知について

【資料7】制度改正チラシ

【資料8】地域密着型サービスの公募について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【資料9】平成27年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について

7. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

8. 議事の概要

(1) 運営協議会の趣旨等について

介護支援課より、介護保険条例、介護保険運営協議会規則、傍聴要領について説明。

【質疑】なし

(2) 平成27～29年度計画の主な事業等のスケジュールについて

介護支援課より、平成27～29年度古賀市介護保険運営協議会における主な事業のスケジュールについて説明。

【質疑】なし

(3) 平成27年度の運営協議会スケジュールについて

介護支援課より、平成27年度介護保険運営協議会スケジュールについて説明。

【質疑】

○ 計画書(p.25)の高齢者福祉に関する基礎調査の有効標本数の男女比を知りたい。

⇒ 中間集計では、685人中、男性295人、女性390人だったので、概ねその比率と考えるとよい。後日、回答する。

(4) 計画・制度改正の市民等への周知について

介護支援課より、平成27年度介護保険制度の改正点についての市民等への周知方法について説明。

【質疑】

○ 介護をしている家族は、知識や技術等を得るため、介護の講習会等に参加したいと思っているが、家に一人を残して、参加するのは難しい。そのような場合、訪問看護等の場で教えてもらいながら、知識を増やしていくことになるだろう。市の介護教室は、どのような状況か。

⇒ ヘルパー、デイサービス利用中等に参加されている。今後も委託事業者とともに進めていきたい。

○ 制度改正について、問い合わせ件数はどの位か。

⇒ 広報こがへの掲載後、1日10件位である。

○ 利用者負担割合証が交付されることになるが、2割負担の方は、どの程度の人数になるか？

⇒ 現時点では、具体的な人数はわからない。国の推計では、2割程度となっている。

- 今問い合わせしたら、何割負担なのか教えてもらえるのか。
⇒ 平成25年中の所得での判定はできる。平成26年中の所得については、6月中に確定するので、7月にはお答えできる。
- 介護保険証と負担割合証は一緒になるのか。
⇒ 別々のものになる。
- 2割負担になった人は、サービスの量を落とすことになるか。
⇒ 医療の場でも同様だが、負担割合が上がると利用抑制がかかることになるだろう。
- 介護保険べんり帳は、全戸配布か？今、必要がない人は、仕舞い込んでいる。必要になった時に見ることができるよう、どこかにあればいいと思うが。
⇒ 全戸配布を行う。また、その後も介護認定の相談の際には、介護支援課の窓口でお渡しすることもできる。

(5) 地域密着型サービスの公募について

介護支援課より、地域密着型サービスについて説明。

【質疑】

- どの位の保険者が実施しているか。
⇒ 県内6保険者。
- 開設の時期は。
⇒ 補助金等が現時点では明確ではなく、10月位に決まると思われる。平成27年度中にサービスを開始したい。
- 選定基準に事業実績とあるが、今現在実績がない事業所は、応募できないのか。
⇒ サービス開始までに新しく法人格を取得するのであれば、良いと思っている。
- 応募した結果不採用の場合、その理由を知ることができるのか。
⇒ 情報開示で対応はできると思うが、その他の方法については、詳しく調べさせてもらいたい。
- 報酬は、どのようになっているのか？
⇒ 全てのサービスを合わせて、月額いくらと決まっているが、一体型、連携型など事業形態によって、金額は変わってくる。具体的な金額は、後日回答する。
- この制度は、国から義務づけられた制度なのか。
⇒ この制度は、平成24年に、中重度の方の在宅生活を支えるためにできたサービスであ

る。第6期計画の中で、在宅の方を地域ぐるみで支える重要なサービスの一つと考える。
また、多くの保険者がこれから整備をしていくと考えられる。

9. その他

- ・議事録について

署名については甲斐会長と京谷委員にお願いする。

- ・次回開催日程について

8月の予定

以上